

西原町立幼稚園預かり保育選考基準表

【基本指数】

要件	細目		点数	父	母	備考
	日数	1日の就労時間				
就労	月21日以上(5日/週)	10	8時間以上	10		・就労証明書で確認し、就労時間や日数をもって点数付けを行う ・町外(県外・海外)で就労の場合も、町内と同様に点数付けを行う ・自営業者・内職者は、拳証資料と就労証明書をもって確認
	月16日～20日(4日/週)	8	6時間以上8時間未満	8		
	月12日～15日(3日/週)	6	4時間以上6時間未満	6		
	月12日未満	4	4時間未満	4		
	議会議員			20		
	自営業者・内職者において拳証資料の提出が確認できない場合			-4		
	自営業協力者(代表者が親族の場合)において、勤務実態が客観的に確認できない場合			-2		
	採用予定・自営業開業予定の場合			+4		
	医師の診断書による勤務制限がある場合※			+4		
妊娠・出産	産前(2ヶ月)～産後(2ヶ月)目の属する月の末日まで		多胎(ふたご等)妊娠	17		・親子健康手帳で出産予定日の記載部分の写しで確認
			上記以外	16		
疾病・障がい	診断書	長期入院(1ヶ月以上)又は常時臨床		20		・診断書で確認 ・以下の障害者手帳で状態区分によって点数付けを行う 身体手帳...身体障害者手帳 精神手帳...精神障害者保健福祉手帳 療育手帳
		安静を要するもの		18		
		長期加療を要するもの		16		
	手帳	身体手帳1・2級/精神手帳1級/療育手帳A1・A2		20		
		身体手帳3級/精神手帳2・3級/療育手帳B1・B2		16		
身体障害者手帳4級			12			
看護・介護	日数		時間			・診断書や証明書と看護・介護申立書で確認し、時間や日数をもって点数付けを行う
	月21日以上(5日/週)	9	8時間以上	9		
	月16日～20日(4日/週)	7	6時間以上8時間未満	7		
	月12日～15日(3日/週)	5	4時間以上6時間未満	5		
	月12日未満	3	4時間未満	3		
診断書や証明書等の提出がない場合			-3			
災害復旧	災害によって自身の家屋等が被害を受け復旧にあたっている場合			20		・罹災証明書をもって確認
就学・職業訓練	日数		時間			・カリキュラム等の日数や時間が確認できる書類をもって点数付けを行う ・以下の該当学校において点数付けを行う 学校教育法で定める学校、専修学校その他の各種学校およびこれらに準ずる教育施設に在学している 公共職業能力開発施設で行う職業訓練等を受けている ※月時間換算で10点を超過する場合はその点数付けを行う
	月21日以上(5日/週)	8	8時間以上	8		
	月16日～20日(4日/週)	6	6時間以上8時間未満	6		
	月12日～15日(3日/週)	4	4時間以上6時間未満	4		
	月12日未満	2	4時間未満	2		
	申込時点で就学予定の場合			-2		
	通信制の場合 ※			10		
虐待・DV	虐待やDVのおそれがある場合			20		
育休	育児休業取得時にすでに施設を利用している児童があり、継続が必要な場合			15		・就労証明書の育児休業期間をもって確認し、点数付けを行う
不存在	死亡・離別・行方不明等			40		
その他				※		

【調整指数】

要件	内容		調整	父	母	備考	
就労中または採用予定	認可保育園(小規模・事業所内含む)・認定こども園・町立幼稚園		保育士・幼稚園教諭	+40		・就労証明書をもって確認	
	町内認可保育園・認定こども園・町立幼稚園		保育・幼稚園支援員	+10			
	認可外保育園		保育士	+20			
	育児休業から復帰予定			+2			
	保護者の一方が、単身赴任等で海外・県外・離島で就労している場合			+6			
	生計中心者の失業			+4			
世帯	生活保護世帯			+10		・生活保護受給証明書をもって確認	
	ひとり親世帯			+30		・児童扶養手当受給者証、離婚日の記載がある戸籍標本等の証明書で確認	
	ひとり親世帯とみなす場合(離婚調停中等)			+26			
	障がい者(児)のいる世帯	申込児童以外の方が障がい者(児)の場合			+3		・特別児童扶養手当の証明書や障害者手帳等をもって確認
		申込児童が障がい児の場合			+4		
	虐待・DV等の世帯	児童相談所等依頼がある場合			+60		・支援施設等を利用している証明書をもって確認
		支援施設を利用している場合			+26		
同居者が上記保育の必要な事由以外に保育が困難な特別な事情がない場合		18歳～59歳		-5			
		60歳～65歳		-2			
児童	兄弟が同一保育所を希望している場合			+4		・第1希望園が兄弟同時の場合加点を行う	
	申込児童が多胎児(ふたご等)の場合			+2		・申し込み児童それぞれに加点を行う	
	未就学児が3名以上いる場合			+3			
その他	過年度分を含め保育料及び給食費未納の場合			※		※未納状況に応じて減点を行う	
	児童福祉の観点から町長が特に保育が必要と判断した場合			※		※状況を確認したのちに必要に応じて加点を行う	

合計 点